

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 4 月 20 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780029

研究課題名(和文) 多边的義務の司法的強制における暫定措置の意義

研究課題名(英文) Provisional Measures in International Courts and Tribunals

研究代表者

岩本 禎之(李禎之)(LEE-IWAMOTO, Yoshiyuki)

岡山大学・社会文化科学研究科・教授

研究者番号：20405567

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：現代国際社会では、国際社会全体の公共的利益を保護する条約が数多く作成されており、そうした条約上の義務(多边的義務)に関連して生じる紛争を処理する裁判手続においては暫定措置が活発に利用されている。本研究は、各種国際裁判所の保護法益に留意しつつ、それら裁判所における暫定措置の要件、内容および措置違反の帰結を分析することにより、暫定措置を多边的義務の司法的強制手段と位置づけ得ることを実証的に明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research aims to consider provisional measures granted by international courts and tribunals in terms of the requirements for ordering measures, the contents of measures, and the legal consequences for failing to comply with measures. Having analyzed the case laws of international courts and tribunals, it reveals the modern function of provisional measures, according to which international courts and tribunals can use them as a means of judicial enforcement of multilateral obligations.

研究分野：社会科学・法学・国際法学

キーワード：暫定措置 国際司法裁判所 差止命令 法的救済

1. 研究開始当初の背景

(1) 本案判決前に暫定的な措置を付与する手続は、本案判決の実効性を確保することを目的として、国際司法裁判所 (ICJ) をはじめ国際海洋法裁判所 (ITLOS)、地域的人権裁判所 (ECHR, IACHR) や投資紛争解決センター (ICSID) の仲裁裁判所等、国際法の諸分野において設置されている裁判機関ごとに設立文書や手続規則等によって制度化されており、近年、最も注目されている付随的手続の一つであるといえる。

(2) 例えば、ICJ における暫定措置 (仮保全措置) は、その申請が際立って多くなっており、そこには自己に有利に裁判手続を進めることを目的として暫定措置を利用しようとする当事者の政治的思惑が垣間見られる (酒井啓巨「国際司法裁判所仮保全命令の機能 (二)」『法学論叢』165 巻 1 号 (2009 年))。それと同時に、ICJ 自身にも、暫定措置の濫用を防止する観点から、ラグラン事件判決以降、その要件の精緻化を進める傾向がみられる (Bernhard Kempen & Zan Hen, "The Practice of the International Court of Justice on Provisional Measures: The Recent Development", *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, 69-3 (2009))。そして、こうした暫定措置をめぐる状況 (利用の活発化と判例法理の展開) は、ICJ のみならず、他の国際裁判所においても一定程度共通に見られる現代的現象であるといえる。

(3) こうした暫定措置の現代的展開は、国際社会全体の公共的利益の保護を目的とした条約上の義務 (本研究では「多边的義務」と呼ぶ。なお、投資協定はほとんどが二国間協定であるが、投資協定上の義務が多边的性格を持つことに関しては、Stephan W. Schill, *The Multilateralization of International Investment Law* (2009) を参照) に関わる紛争の増加に鑑みると、暫定措置が多边的義務を司法的に強制する手続としても機能していることを示唆しているように思われる。これが本研究代表者の提示する仮説であり、本研究はこの仮説の検証を試みるものである。

(4) 国際裁判における暫定措置については従来から各国際裁判所ごとに個別研究がなされてきたが、こうした観点から暫定措置を横断的に研究したものは存在しない。確かに、Chester Brown, *A Common Law of International Adjudication* (2007) は、国際裁判所に共通の手続法理を探求するという観点から暫定措置を取り上げるが、その主眼は暫定措置が淵源 (source) において裁判制度の内在的権限であることを実証することにあり、各国際裁判所の特殊性を捨象した考察に止まっていると言わざるを得ない。

(5) 以上から、国際裁判における暫定措置について個別研究の蓄積は一定程度あるとはいえ、暫定措置という制度を包括的かつ分野横断的に検討し、それを多边的義務の強制手段として国際法体系に位置付ける研究は未だ存在しないのであり、本研究は国際的にも斬新な研究と考えられる。

2. 研究の目的

(1) 本研究では、研究期間中に以下の 2 点を明らかにすることをその目的とした。

まず第 1 点目は、各種の国際裁判所における暫定措置付与の要件、暫定措置の内容、措置違反の法的帰結について整理することを通じて、これら三局面において各裁判所が紛争主題 (武力行使、環境、経済・投資、人権等) に内包される国際公共的利益 (平和、環境、発展、人権等) にどの程度の影響を受けているのか (あるいは、受けていないのか) を分析し、各種裁判所における暫定措置に共通する法理の存在とその射程を明らかにすることである。

その上で、第 2 点目として、多边的義務を強制する手続として暫定措置を把握することの可否を明らかにすることである。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、暫定措置付与の要件、暫定措置の内容、措置違反の法的帰結の三局面に考察の視点を定め、国際裁判所の実行を判例分析という手法によって横断的に比較検討した。その際、上記三局面を研究年度毎に順次取扱い、3 年間で体系的な研究として完成させた。

(2) 暫定措置は、判例により形成・発展してきた法 (Judge-made law) ともいわれるため、研究手法として徹底的な判例分析を実施した。その際、国際裁判所ごとに取り扱いの異同があるか (差異存否の確認)、異なる取り扱いがなされる場合、その違いは何に起因するか、とりわけ紛争主題との関係で説明可能か、共通の取扱いがある場合は、それらは何に起因するか、そしてその根拠を多边的義務の強制として一般理論化できるか、といった点に着目しながら分析を進めた。

(3) 本研究においては、国際法全般を紛争主題とし得る国際司法裁判所 (ICJ) を検討対象の中心に据えつつ、海洋法 (とりわけ海洋環境) を取り扱う国際海洋法裁判所 (ITLOS)、人権条約の実施機関たる欧州人権裁判所 (ECHR)・米州人権裁判所 (IACHR)、投資紛争を審理する ICSID 仲裁裁判を比較対象として主に取り上げた。こうした比較対象の選定により、紛争主題ひいては紛争主題を規律している条約レジームの異同が暫定措置に及ぼす影響の有無と程度を検証することが可能になったと考える。

4. 研究成果

本研究の成果は、年度毎に以下(1)-(3)の通りに整理することができる。

(1) 平成 25 年度は、暫定措置付与の要件に関して、「実体的権利の合理的見込」の要件化と「回復不能な損害」という二点につき分析を進めた。

まず、第一に、ICJ が「実体的権利の合理的見込」の存在を暫定措置指示の要件として導入していることを判例から確認し、この要件化が有する意義を明らかにした。それと同時に、ICSID 仲裁裁判や国際海洋法裁判所 (ITLOS)、人権裁判所 (ECHR) においても実体的権利の合理的見込と同種の考慮がなされているかについて、関連する判例を整理・検討した。そして、ICSID 仲裁では、疎明度は概して低いとはいえ、同種の考慮がなされていることを確認した。

そして第二に、暫定措置の要件である「回復不能性」の判断が、保護法益にどの程度の影響を受けるかについて、ITLOS、人権裁判所 (ECHR, IACHR)、ICSID 仲裁裁判所および ICJ の判断基準を比較分析し、人権が関与する場合に判断基準の緩和が確認された。

以上の分析から、要件において「権利」を重視する傾向が共有されていることを確認し、このことが暫定措置を多边的義務の強制と位置づけることを可能にする法的基盤であることを実証した。

(2) 平成 26 年度は、暫定措置の内容に関して、差止命令の類型を整理し、その位置づけについて検討を行った。

「差止命令 (injunction)」とみなしうる暫定措置の類型を整理する前提作業として英米法系国内法を参照して概念規定を行い、国家責任条文上の救済方法に関する区別を枠組として判例分析を行った。その結果、判例分析に基づく類型 (国際司法裁判所における軍隊等の撤退、人権裁判所における死刑等の執行停止、投資仲裁における国内手続・国内措置の停止) のいずれもが、「違法行為の中止」を求める内容と整理でき、それらは理論上、損害の回避に加えて、合法性の確保を促進するという側面を有していると評価できた。確かに、投資に関する類型では損害回避の側面が強く、人権に関する類型では権利保全の側面 (侵害される権利の重大性) との関連性が強いという特徴がみられるとはいえ、差止の対象となる行為の違法性、すなわち、当該行為が共通利益を基盤とした公法的秩序に反することが差止命令の実質的な理由とされていることを確認できた。

本年度の研究から、主題によって共通利益の強度が異なるために濃淡はあるものの、暫定措置が一定程度の司法的コントロールをもたらし得るものであることが明らかとなったといえる。

(3) 平成 27 年度は、暫定措置命令の効力に関して、以下の 2 点を中心に分析を行った。

まず、「法的拘束力」の根拠と射程について、本研究で取りあげる国際裁判所による暫定措置は、ITLOS を除いて、判例上でその法的拘束力が是認されてきた。そのため、ICJ における LaGrand 事件 (2001)、ECHR における Mamatklov 事件 (2003, 2005) および ICSID 仲裁における Tokios Tokelés v. Ukraine 事件 (Procedural order 1) (2003) について、各裁判所の上記諸判例における理由付けを精査した。その結果、これら暫定措置の法的拘束力は、その根拠を規定の文言や制度的な必要といった形式的な論理操作によって正当化されていることが確認された。

上記を踏まえて、暫定措置命令不遵守に対する法的な帰結を判例から検討した。その際、国家責任法上の賠償の観点から、金銭賠償と満足とに大別して分析を行った。まず、金銭賠償について、暫定措置命令違反に対する利用可能性や賠償額に対する影響等を検討したが、こうした救済の利用を確認することはできなかった (なお、人権裁判所は満足の一形態としての金銭賠償を行うことはある)。他方、満足については、暫定措置違反による違法確認宣言がなされている点に共通性を確認できた。こうした救済の有用性は、裁判の利用目的によって評価が異なると思われるが、多边的義務の違反を間接的に強制する手法と解することもできよう。

以上の分析からは、各種の国際裁判所の共有認識となっている暫定措置の法的拘束は、判例上、確立していると解され、その具体的な法的帰結に各種の裁判所間で顕著な差異を見いだすことは困難であることが確認された。そして、救済方法の観点からは暫定措置を多边的義務の (間接的な) 強制手段と位置づけ得ることを実証した。

(4) 上記の研究結果からは、諸裁判所に共通する仮の救済手続である暫定措置は、「多边的義務に対する違法行為を抑止し、その違反に対する間接強制を備えた手続」として機能し得ることが実証的に明らかになった。つまり、本研究は、暫定措置手続を義務履行に関する司法的コントロールの一手段と位置付ける視点を提示することに成功したといえるであろう。そして、このことは、国際社会における裁判制度の現代的展開の一端を示すものと評価できるように思われる。

ただし、本研究からは、暫定措置に関する要件・内容・救済の各側面について、各裁判所の裁量の余地が大きく残されていることも明らかとなり、紛争主題を加味した政策的運用がなされていく可能性も排除されないことが示唆された。したがって、国際裁判が多边的義務の強制手段たり得るかを解明するには、本案手続における救済手続をも含めた研究に今後は取り組んでいく必要がある。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

李禎之「国際司法裁判所における救済方法と紛争解決 本案判決における行為命令の意義と限界」、『世界法年報、査読有、第35号、2016年、88-108頁。

〔学会発表〕(計 1件)

李禎之「国際司法裁判所における救済方法と紛争解決」、『世界法学会、2015年5月16日、同志社大学(京都市)。

〔図書〕(計 1件)

浅田正彦、加藤信行、酒井啓亘、李禎之、阿部達也、植木俊哉、河野真理子、小林友彦、佐藤義明、繁田泰宏、田中則夫、玉田大、西谷斉、濱本正太郎、水島朋則、山田卓平、Gong Renren『国際裁判と現代国際法の展開』(「国際司法裁判所における仮保全措置の特質」を執筆)、三省堂、2014年、479頁。

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

岩本 禎之(李 禎之)(LEE-IWAMOTO Yoshiyuki)

岡山大学・社会文化科学研究科・教授

研究者番号：20405567

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし